

事業の種類 派遣業	事業の名称 株式会社 イーリス	事業の所在地(電話番号) 〒721-0973 尾道市栗原町1-1 新尾道ビル5階 電話番号(0848-20-0077)	協定の有効期間 2020年4月1日 から1年間
--------------	--------------------	--	-------------------------------

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (18歳以上)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間						
					1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
① 下記②のいずれ にも該当しない 労働者	月末等の伝票整理	事務	2人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分	
	月末等の伝票整理・顧客のクレーム処理	検査	2人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分	
	納期の逼迫・臨時の受注	製造	13人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分	
	その他派遣先の要請による とき	その他	1人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分	
	② 1年単位の变形 労働時間制により 労働する労働者	月末等の伝票整理	事務	2人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分
		月末等の伝票整理・顧客のクレーム処理	検査	2人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分
		納期の逼迫・臨時の受注	製造	13人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分
		その他派遣先の要請による とき	その他	1人	8時間0分	6時間00分	6時間00分	45時間00分	45時間00分	360時間00分	360時間00分

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (18歳以上)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻
	月末等の伝票整理	事務	2人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	月末等の伝票整理・顧客のクレーム処理	検査	2人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	納期の逼迫・臨時の受注	製造	13人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内
	その他派遣先の要請による とき	その他	1人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00~24:00のうち12時間以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2020年3月31日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務員

氏名 嵯峨 大輔

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(挙手による)

使用者

職名 代表取締役

氏名 上田 信之

労働保険番号
法人番号

3 4 1 0 5 3 0 2 4 0 1 0 0 0
3 2 4 0 0 0 1 0 3 9 1 8 4

事業の種類		事業の名称		〒721-0973 尾道市栗原町1-1 新尾道ビル5階 電話番号(0848-20-0077)				協定の有効期間				
派遣業		株式会社 イーリス						2020年 4 月 1 日 から 1 年間				
月に限度時間を超えて労働させることができ	業務の種類	労働者数 (満16歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数 720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)			法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	
起算日	2020年 4 月 1 日											
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	事務	2人	8時間	8時間	6回	75時間	75時間	25%	720時間	720時間	25%	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	検査	2人	8時間	8時間	6回	75時間	75時間	25%	720時間	720時間	25%	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	製造	13人	8時間	8時間	6回	75時間	75時間	25%	720時間	720時間	25%	
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	その他	1人	8時間	8時間	6回	75時間	75時間	25%	720時間	720時間	25%	
		人	時間	時間	回	時間	時間	%	時間	時間	%	
		人	時間	時間	回	時間	時間	%	時間	時間	%	
		人	時間	時間	回	時間	時間	%	時間	時間	%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前通知											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)										
	⑩	衛生委員会において、時短の推奨と対策会議を行う										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック) <input checked="" type="checkbox"/>												

協定の成立年月日 2020年 3 月 31 日

職名

氏名 嵯峨大輔

(挙手による)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

使用者

職名 代表取締役

氏名 上田 信之